

鳥取市非核平和都市宣言推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市非核平和都市宣言推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、戦争の悲惨さと核兵器の危険性を伝えるための写真展の開催等を通じて、非核平和都市宣言（昭和58年3月28日制定）の意義を訴える活動を行う非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し補助金を交付し、もって住民への平和思想の普及及び平和への願いを一層強固なものとすることを目的とする。

（補助対象経費）

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において実行委員会が行う前条に規定する活動に要する経費とする。

（補助金算定等）

第4条 本補助金の額は、前条の補助対象経費（負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。

（交付申請）

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画及び収支予算書を添付して行わなければならない。

2 非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会が、免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第1項第7号に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を補助対象経費として交付申請をすることができる。

3 非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会は、前項の規定による交付申請を

しようとするときは、第1項に定めるもののほか、消費税の取扱いに関する申出書を併せて提出しなければならない。

- 4 市長は、第2項による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（実績報告）

第6条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告及び収支決算書によるものとし、毎年3月31日までに行わなければならない。

- 2 非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会は、第5条第2項の規定による交付申請をした場合において、本補助金の実績報告を行うときは、消費税の取扱いに関する申出書を併せて提出しなければならない。
- 3 非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会は、実績報告後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。